

参 議 院 文 教 委 員 会 会 議 録 第 五 号

昭和三十三年七月二日(水曜日)午後零時三十八分開会

委員の異動

本日委員塩見俊二君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り

委員長 竹中 勝男君
理事 野本 品吉君
三浦 義男君
松永 忠二君
常岡 一郎君

委員

大谷 賛雄君
川村 松助君
鈴木 幸弘君
後藤 義隆君
下條 康磨君
中野 文門君
前田佳都男君
松野 孝一君
吉江 勝保君
秋山 長造君
岡 三郎君
高田なほ子君
湯山 勇君
吉田 法晴君
加賀山之雄君

事務局側

常任委員 工 栗 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(吉田法晴君外三名発議)

○委員長(竹中勝男君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員長理事打合せでは、本委員会の運営について意見の一致をみることはできませんので、本日の委員会は、委員長の責任において進行いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を合せて、これに対する質疑を行います。ただいま閣僚府委員をお呼びしますけれども、質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○大谷賛雄君 委員長、議事進行。委員長、議事進行。(休憩)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(竹中勝男君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(竹中勝男君) 速記を起し、再開いたします。しばらく、暫時休憩いたします。午後四時三十分休憩。午後一時三十分開会。

○委員長(竹中勝男君) 委員会を再開いたします。

前回に引き続きまして、質疑の方は、順次御発言をお願いします。

○湯山勇君 政府の方はどうしたのですか。

○委員長(竹中勝男君) ただいま、政府を、三十分前から政府委員をお呼びしているのですけれども、まだ到着がありませんので、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった。〕

七月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、愛媛大学工業学部工業専科大學部設置の請願(第一五五号)

一、公立小学校屋内運動場整備費国庫負担等に関する請願(第一二九号)

一、女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願(第一五五号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)

第一一五号 昭和三十三年六月二十四日受理

愛媛大学工業学部工業専科大學部設置の請願

請願者 愛媛県新居浜市泉川通一丁目十番外二名

紹介議員 堀本 宜實君

工業勤労青年に對し夜間において工業に関する専門の教育を授け、文化の創造と発展に貢献しうる工業技術者の育成につとめることを目的としあわせて地方産業の発展に寄与するため、愛媛大学工業学部工業専科大學部を設置せられたいとの請願。

第一二九号 昭和三十三年六月二十

六日受理

公立小学校屋内運動場整備費国庫負担等に関する請願

請願者 秋田県議會議長 谷藤 征得外六名

紹介議員 川村 松助君

義務教育諸学校施設費国庫負担法の第三案第一項第三号によると、公立中学校の屋内運動場の新築又は増築に対する経費が法の対象となる規定し、小学校の屋内運動場については、職業学校を除いては、適用から除外されているが、公立学校施設費実態報告によると、屋体を全然保有しない学校が一万二千九百四十四校、その面積が基準に達しない学校が六千二百二十校もあり、小学校を除外することは妥当でないばかりか、積雪寒冷地帯に所在する学校にあつては、屋内運動場は、不可欠の施設であるから、すみやかに同法を改正し、小学校においても中学校と同様の措置を講ぜられたい。また、高等学校の施設については、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法により、危険建物と認定されたもののみが、同庫補助の対象となつて

なつてゐるが、現況の地方財政をもつてしては、現在の施設が、危険建物に移行するのが必定な実情にあるから、公立高等学校校舎の整備についても同庫補助のめちを講ぜられたいとの請願。

第一五五号 昭和三十三年六月二十

六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願

請願者 千葉市稲毛町二ノ四

紹介議員 松本治一郎君

「女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施に関する法律」が成立してから補助教員の配置数は漸次増加しているが、この法律は義務規定でないため、補助教員の配置が行われなかつたり、二箇月で打ち切られたりする場合が多く、そのため休暇も八週または六週でとどまつてゐる現状であり、労働基準法の精神も生かされてないから、休暇の期間には必ず補助教員を配置するよう措置せられたいとの請願。

第一五六号 昭和三十三年六月二十

六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願

請願者 愛知県碧南市棚尾町中山 石川治成外二百四十九名

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一五七号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町 田中重光外二百四十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一五八号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 名古屋市区松前町三ノ一 鈴木富美子外百九十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一五九号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 名古屋市区安田通一ノ一三 伊藤寿夫外二百四十九名

紹介議員 松永 忠三君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一六〇号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町 大字阿寺内 花木寿夫外百四十三名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一六一号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 千葉市稲毛台町二二四 能戸邦夫外百八十四名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一六二号 昭和三十三年六月二十
六日受理

女子教育職員の産前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願
請願者 東京都新宿区柏木二ノ一九五 高田省毅外百九十一名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。